

(調査委託事業)

エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業 実証要件適合性等調査（第1回）

公 募 要 領

2022年2月14日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

国際部

【受付期間】

2022年2月14日(月)～2022年3月15日(金) 正午
アップロード完了

【提出先及び提出方法】

- ウェブ 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（「4. 提出期限及び提出先(4)提出書類）のアップロードを行ってください。

＜ウェブ入力フォーム＞

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/ndtbgjmamnq7>

- 他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。
- 提出時に受付番号を付与します。再提出希望時は、初回の受付番号を記載の上、公募事務局までメールにてご連絡ください。
- 再提出は受付期間内であれば可能です。希望する場合は公募事務局までメールにて再提出希望の旨をご連絡ください。再提出用のウェブ入力フォームをご連絡いたします。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- アップロードするファイルの形式については、公募要領の指示に従ってください。

【留意事項】

- 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。
- 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

目次

1. 件名	5
2. 事業概要	5
(1) 背景／目的	5
(2) 事業の流れ	5
(3) 対象とする技術・実証研究の要件と技術分野について	9
(4) 対象国・地域	10
(5) 実証要件適合性等調査の期間	10
(6) 実証要件適合性当調査の規模	10
3. 応募要件	10
4. 提出期限及び提出先	11
(1) 提出期限	12
(2) 提出先	12
(3) 提出方法	12
(4) 提出書類及び提出時のファイル形式〔ファイル数〕	14
(5) 提出にあたっての留意事項	15
5. 秘密の保持	16
6. 委託先の選定	16
(1) 審査の方法について	16
(2) 審査基準	16
(3) 委託先の公表及び通知	19
(4) スケジュール	19
7. 留意事項	19
(1) 契約・交付及び委託業務・助成事業の事務処理について	19
(2) ステージゲート審査について	20
(3) 相手国政府機関等との間のMOU等及び相手国企業とのPAの締結について	20
(4) 本事業における機器・システムの発注・製造について	21
(5) 本事業で取得する資産の取り扱いについて	21
(6) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添2）	21
(7) N E D O 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応するエビデンス （詳細は別添3）	21
(8) 事後評価・追跡調査	21
(9) 標準化への対応	22
(10) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応	22
(11) 研究活動の不正行為への対応	23
(12) RA（リサーチアシスタント）等の雇用	24
(13) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表（詳細は、別添4）	25
(14) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）	25
(15) 重複の排除	26
(16) 国立研究開発法人から民間企業への再委託	26

（１７）	実施体制に外国法人を含む場合の提出資料について	26
（１８）	物品の調達について	26
（１９）	事業実施途中における実施体制の変更について	26
（２０）	NEDOと事業者の役割について	27
8.	説明会の開催	27
9.	問い合わせ先	27
10.	NEDO事業に関する業務改善アンケート	27
11.	【参考】ステージゲート審査/事業化評価/フォローアップ審査の審査基準（予定）	28
12.	【参考】財産の処分制限と収益納付	30
13.	関連資料	31

**「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業／
実証要件適合性等調査」に係る第1回公募について**
(2022年2月14日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2022年度に「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業」（以下、「本事業」という。）の「実証要件適合性等調査」（以下「本調査」という。）を実施する予定です。本調査への参加を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

なお、本調査は、政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や予算規模、採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

1. 件名

エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業／実証要件適合性等調査

2. 事業概要

(1) 背景／目的

世界のエネルギー供給は、国際エネルギー機関（IEA）によると世界各国で省エネルギー政策を実施したとしても2040年には2019年比で約1.2倍となる見込みであり、海外においてエネルギー消費の拡大を抑制することは、我が国のエネルギーセキュリティの確保に資するものであり、エネルギー起源の温室効果ガスの排出抑制を通じて、地球温暖化問題の解決に貢献することは、エネルギー・環境関連産業の発展にもつながるものです。

本事業では、我が国が強みを有し、かつS+3E（安全性、安定供給、経済性、環境適合）の実現に資するエネルギー技術を対象に、相手国政府機関等との協力の下、海外の環境下での有効性を実証し、その技術の国内外での普及につなげることを目的とします。これにより、海外のエネルギー消費の抑制を通じた我が国のエネルギーセキュリティの確保に資するとともに、温室効果ガスの排出削減を通じた地球温暖化問題の解決に寄与することを目指します。また、制度的に先行している海外のエネルギー市場での実証を通じて、日本への成果の還元を目指します。

本調査においては、提案者が実証を希望する技術が、本事業の対象として適切であるか、また、本事業の要件に適合するかを検討します。

(2) 事業の流れ

本事業は、①実証要件適合性等調査、②実証前調査、③実証研究・実証事業④フォローアップによって構成されます。①実証要件適合性等調査の終了時に競争選抜（以下「ステージゲート審査」という。）を行い、実証研究・実証事業候補として有望と認められた個別テーマは、②実証前調査に移行します。②実証前調査の終了時には個別テーマ毎に事業化評価を行い、実証研究・実証事業の実現可能性及び技術の普及可能性が十分認められたものは、③実証研究・実証事業に移行します。また、実証成果の普及に向けた活動が必要かつ有効と認められる場合は、④フォローアップを実施することがあります。

①は委託事業として、②以降は原則助成事業（NEDO負担率：大企業1／2、中小・ベンチャー企業2／3）として実施します。ただし、ステージゲート審査において以下のクライテリアを満たすと認められた場合は、②以降も委託事業として実施することが可能です。

【委託事業のクライテリア】

相手国政府又は政府関係機関（地方政府を含む。）から日本国政府又はN E D Oが事業主体となることが明示的に要求されているプロジェクトであり、かつ、実証実施段階において、以下に掲げるいずれかの理由に該当するもの※。

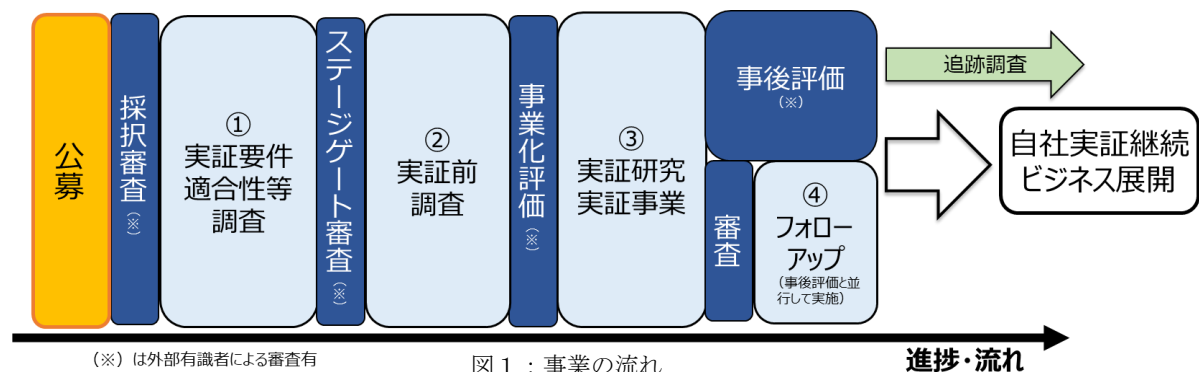
1. 相手国の公共エネルギーインフラ（電力、ガス、熱等）に関わる実証であって当該実証事業が需要家に相当の影響を与えるもの、又は相当数の市民若しくは一般の法人の参加が必要な実証。
2. 相手国のエネルギー・環境にかかわる制度やルールの創設・変更を促すことで初めて市場が創出されるもの。
3. N E D O実証単独ではなく、国際協力銀行（J B I C）、国際協力機構（J I C A）、日本貿易保険（N E X I）等の関係機関やアジア開発銀行（A D B）等の国際機関との連携の下で実施するもの。

※上記の1から3に該当しなくても、発展途上国において実施する事業のうち、政治・経済・社会の環境変化により遅延や損害の発生する蓋然性が高いものであって、特段の必要性が認められれば、委託事業として実施する理由に該当するものとする。

注

「相手国政府又は政府関係機関から日本国政府又はN E D Oが事業主体となることが明示的に要求されているプロジェクト」とは相手国政府機関等からの要請に加えて、日本国政府もその必要性を認めていること。また、実証事業に移行する段階において、相手国政府機関等が、実証成果の普及展開に協力する必要があることを十分に理解し、自らがそれを踏まえてプロジェクト推進に積極的に関与する意思を有すること。

また、提案者においては、実証成果の普及展開に向けた追加投資、組織内の体制整備等、万全な対応を行う用意があるものであり、ビジネスでのリスクが著しく大きく、助成事業では実施が困難であること。



それぞれのフェーズにおける内容、実施形態、規模、期間、対象費用は以下のとおりです。

① 実証要件適合性等調査【今回の公募対象】

提案者が実証したい技術を対象として、当該技術のビジネス展開を狙う国・地域におけるエネルギー事情、関連政策、ビジネス環境等の情報収集を相手国政府機関や相手国企業等と意見交換しつつ行うとともに、実証研究の実現性及び普及可能性の検証を行います。本調査の結果をもとに、実証要件適合性等調査を完了した他の個別テーマとの間で競争選抜（ステージゲート審査。詳細は7.（2）参照）が行われ、実証研究対象として有望であると認められた個別テーマについては実証前調査に移行します。

実施形態：委託事業（N E D O負担率100%）

規模：1テーマあたり20百万円以内（税込）

期間：原則1年以内

対象費用：「労務費」、「その他経費」、「間接経費」、「再委託費」※（「機械装置等費」は対象外）

※「再委託費」は、合理的な理由がある場合のみ。

② 実証前調査

実証要件適合性等調査で得られた結果に基づき、実証設備の仕様、実証研究の詳細計画、実証研究後の事業計画を検討します。加えて、実証研究を行う際に相手国企業と締結する契約文書（以下、仮にP A (Project Agreement) という）の原案を作成し、相手国企業との議論を通じて内容について事前の合意を取り付けます※¹。この実証前調査の結果をもとに、外部有識者による事業化評価が行われ、実証研究の実現可能性と技術の普及可能性が十分認められた個別テーマは、実証研究に移行します。

実施形態：原則助成事業※²

規模：1 テーマあたり原則4 0 0 百万円以内※³（実施者負担分含む）

助成率：大企業1／2、中小・ベンチャー企業2／3（注）

期間：原則1 年以内（事情がある場合最大1 年半以内）

対象費用：「労務費」、「その他経費」、「委託費・共同研究費」（「機械装置等費」は対象外）※⁴

※1. P A 締結は実証研究の実施が決定した後となりますので、外部有識者による事業化評価の合格がP A の締結及び実証研究の実施の前提である旨を相手国企業に理解いただくよう注意してください。また、N E D O が相手国と締結する合意文書（以下、仮にM O U (Memorandum of Understanding) 等という）と整合を取るために、P A 原案をN E D O と共有していただきます。

※2. 委託で実施する場合、実証前調査の実施に当たっては、N E D O が提示する調査委託契約書、調査委託契約約款及び特別約款に基づき契約締結したうえで調査を実施することとなりますので、これらの契約書等に合意することが実証前調査へ移行することの要件となります。

※3. 委託で実施する場合、N E D O 負担分は4 0 0 百万円以内（税込）。

※4. 委託で実施する場合、対象費用は主たる経費（「労務費」、「その他経費」のうちのいずれか）。

③ 実証研究

N E D O は相手国政府機関等と協力に関する合意文書を締結し、実証研究の実施者（日本側実施者）は実証実施のために相手国企業と契約文書を締結した上で、以下の（i）から（iv）を実施します。

（i）実証研究の詳細計画の策定、機器・システムの設計

実証研究の詳細計画を策定し、機器・システムを設計する。

（ii）製作・輸送

機器・システムの製作・輸送を行う。

（iii）設置・試運転

日本側実施者の技術指導の下、機器・システムを設置し、試運転する。

（iv）実証運転・普及啓発

機器・システムの実証運転を行い、その有効性を確認するとともに、普及啓発活動を行う。

実施形態：原則助成事業※¹

規 模：1 テーマあたり原則4, 0 0 0 百万円以内※²（実施者負担分含む）

助成率：大企業1／2、中小・ベンチャー企業2／3（注）

期 間：原則3 年以内

対象費用：「機械装置等費」、「労務費」、「その他経費」、「委託費・共同研究費」※³

※1. 委託で実施する実証事業の場合、N E D O が提示する実証事業委託契約書、実証事業委託契約約款及び特別約款に基づき契約締結したうえで実証事業を実施しますので、これらの契約書等に合意することが実証事業へ移行することの要件となります。

※2. 委託で実施する実証事業の場合、N E D O 負担分は原則3, 0 0 0 百万円以内（税込）。

※3. 委託で実施する実証事業の場合、対象費用は主たる経費（「機械装置等費」、「労務費」、「その他経費」のうちのいずれか）

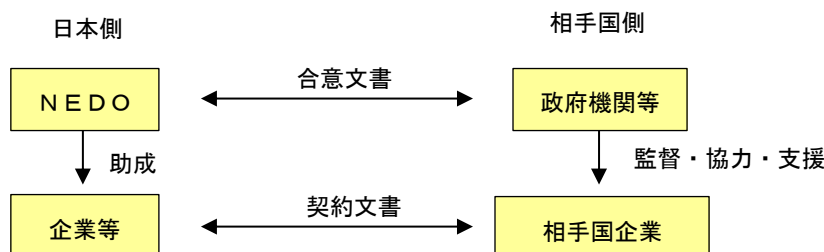


図2：実証研究時の体制

④ フォローアップ

個別テーマの成果普及に向けた活動が必要かつ有効と認められる場合、見学会・セミナー・展示会への参加・開催、人材育成、専門家派遣、運転データの取得等を実施します。

実施形態：原則助成事業^{※1}

規 模：1テーマあたり原則20百万円^{※2}（実施者負担分含む）

助成率：大企業1／2、中小・ベンチャー企業2／3（注）

事業期間：原則1年以内

対象費用：「労務費」、「その他経費」、「委託費・共同研究費」（「機械装置等費」は対象外）^{※3}

※1. 委託で実施する場合、NEDOが提示する調査委託契約書、調査委託契約約款及び特別約款に基づき契約締結したうえで調査を実施することとなりますので、これらの契約書等に合意することがフォローアップへ移行することの要件となります。

※2. 委託で実施する場合、NEDO負担分は20百万円以内（税込）。

※3. 委託で実施する場合、対象費用は主たる経費（「労務費」、「その他経費」のうちのいずれか）。

（注）大企業及び中小・ベンチャー企業の定義は以下のとおりです。

* 大企業とは以下に定義する中小・ベンチャー企業を除いた企業

* 中小・ベンチャー企業とは、以下の（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかに該当する企業等であって、大企業の出資比率が一定比率を超えず（注1）、かつ、直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えないものをいいます。

（ア）「中小企業」としての企業

中小企業基本法第2条（中小企業者の範囲及び用語の定義）を準用し、次表に示す「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかの基準を満たす企業です。

主たる事業として営んでいる業種 ※1	資本金基準 ※2	従業員基準 ※3
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種 （下記以外）	3億円以下	300人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下

※1 業種分類は、「日本標準産業分類」の規定に基づきます。

※2 「資本金の額又は出資の総額」をいいます。

※3 「常時使用する従業員の数」をいい、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

（イ）「中小企業者」としての組合等

以下のいずれかに該当する組合等をいいます。

1. 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が（ア）の表の「中小企業者」としての企業又は企業組合若しくは協業組合であるもの
2. 特許法施行令10条第2号ロに該当する事業協同組合等（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）

(ウ) 研究開発型ベンチャー

以下の条件をすべて満たす企業をいいます。

- ・試験研究費等が売上高の３％以上又は研究者が２人以上かつ全従業員数の１０％以上であること。
- ・未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。
- ・提案時に上記要件を満たす根拠を提示すること。

(注１) 次の企業は、大企業等の出資比率が一定比率を超えているものとします。

- ・発行済株式の総数又は出資の総額の２分の１以上が同一の大企業（注３）の所有に属している企業
- ・発行済株式の総数又は出資の総額の３分の２以上が、複数の大企業（注３）の所有に属している企業
- ・資本金又は出資金が５億円以上の法人に直接又は間接に１００％の株式を保有されている企業。

(注２) 常時使用する従業員には、家族従業員、臨時の使用人、法人の役員、事業主は含みません。また、他社への出向者は従業員に含みます。

(注３) 大企業とは、(ア) から (ウ) のいずれにも属さない企業であって事業を営むものをいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

(３) 対象とする技術・実証研究の要件と技術分野について

以下のすべての項目を満たしていることを必須とします。採択審査にて、いずれかの項目を満たしていないとの結論に至ったものは不採択となります。

- １) 顕著なエネルギー消費削減効果・石油燃料代替効果（以下「削減・代替効果」という）が期待できるもの。
- ２) 実証後、国内外市場での普及が期待される技術であること。又は、制度的に先行している海外のエネルギー市場での実証を通じて、日本への成果還元が期待できること。
- ３) 提案者が過去に実施した事業と比べて、技術又はその使用形態に十分な差異があり、かつ実用化に向けた技術的課題が明確であること。又は、実証を行う地域特有の運用上の課題が明確であること。

※委託で実証を行う場合は、過去に国が実施した事業との差異が明確であることが必要。

- ４) 以下の１２の技術分野のいずれかに当てはまるもの。

- ① 電力系統監視・安定化技術
- ② 分散型エネルギーシステムの構築及び調整力向上に資する技術
- ③ 余剰電力のエネルギー変換技術
- ④ 電化の拡大に資する技術
- ⑤ 低コストな水素関連技術（水素製造、輸送・貯蔵、利用）
- ⑥ メタネーション等、削減・代替効果が期待できるカーボンリサイクル関連技術
- ⑦ 持続可能なバイオ燃料・合成燃料生産技術
- ⑧ ビッグデータ、ＡＩ、分散管理技術等を用いたスマートシティ関連技術
- ⑨ 運輸分野のエネルギー転換・脱炭素化に資する技術
- ⑩ ＩｏＴ・ＡＩ等を活用した産業・業務・家庭分野におけるエネルギー効率化技術
- ⑪ 従来型ではない先進的な再エネ技術
- ⑫ その他、エネルギー転換・脱炭素化に貢献する技術

(4) 対象国・地域

対象国・地域は本邦域外におけるすべての国・地域。ただし、現地への渡航については、外務省海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）を参考にし、調査地域の経済活動再開の実態や自社判断を踏まえて、必要な場合はNEDOへ相談してください。※1※2

また、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、実証要件適合性等調査への影響につき十分に精査するとともに、NEDOと緊密に協議を行いつつ、実施計画を柔軟に遂行してください。

※1 危険情報レベルが2以上である場合には、原則危険情報レベルが1以下に引き下げられるまで、又は十分な対策により安全が確保できることが確認されるまで、現地への出張を中断いただくことがあります。危険情報レベルの1以下への引き下げが見込まれず、安全確保が困難と判断される場合には、事業を中止していただく場合があります。なお、事業者の安全対策に関する規定が本規定と異なる場合は、個別に対応を協議します。

※2 本事業では、安全保障貿易管理の観点から、輸出貿易管理令第4条第1項第三号イに規定する核兵器等の開発等の動向に関して経済産業省が作成した「外国ユーザーリスト」に掲載されている企業・組織等（以下「企業等」という。）又は国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国（国連武器禁輸国・地域）（輸出貿易管理令別表第3の2）及び懸念3か国（輸出貿易管理令別表第4）に属する企業等が提案書の相手国政府機関・相手国企業等に含まれている場合は対象外とします。 経済産業省ウェブサイト<<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law02.html>>

(5) 実証要件適合性等調査の期間

実証要件適合性等調査の期間については、ステージゲート審査の審査時期によって、以下のいずれかから選択可能です。（調査期間は、最長で2023年3月末までとなります。）

- ① 2022年度下期のステージゲート審査に申請する場合、NEDOが指定する日から2022年9月末まで
- ② 2023年度上期のステージゲート審査に申請する場合、NEDOが指定する日から2023年3月末まで

(6) 実証要件適合性等調査の規模

実証要件適合性等調査の1件あたりの予算規模は20百万円以内、10件程度とします。

3. 応募要件

応募資格のある法人は、次の①～⑤までの条件、「基本計画」及び「2022年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。なお、複数者で提案の場合は、必ず本調査の責任者となる幹事法人を定め、各企業等間の責任と役割を明確にして下さい。なお、再委託は原則不可とします。やむを得ず再委託する場合は合理的理由を提示していただきます（注1）。

- ① 当該技術又は関連技術の研究開発、調査又は事業実績を有し、かつ、事業目標達成及び調査又は事業計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。なお、当該技術を有していないコンサルタント業務等の役割を担う事業者のみの提案は、本条件を満たしていないものと見なす。
- ② 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ情報管理体制を有していること。
- ③ NEDOが調査／事業を推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき、適切に遂行できる体制を有していること。
- ④ 提案者は日本法人（登記法人）であること。ただし、以下 i から iv の条件を満たした場合は、日本法人と外国法人との共同提案も可能とする。

i. 提案者たる日本法人の海外現地法人であること

提案者たる日本法人が議決権付株式の過半数を有すること。但し、現地の法制度等に照らし、提案者たる日本法人が議決権付株式の過半数の保有が困難な事情がある場合は、当該事情を考慮して、NEDOが適当と認める日本法人の海外現地法人^(注2)であること。

ii. 日本法人との共同提案

日本法人との共同提案であり、幹事法人は日本法人であること。

iii. 国内代理人の選任

海外現地法人とNEDOの間の各種書類の授受、NEDOの検査及び評価等への対応のため、海外現地法人は共同提案者である日本法人を事業に係る国内代理人として選任すること。また、海外現地法人は、国内代理人となる日本法人の役員又は従業員で、日本に住所を有する者に、当該海外現地法人の事業の遂行に必要な権限と責任を与えること。

iv. その他

契約約款並びに契約決定の内容、条件、解釈及び効力に関しては、日本国で効力を有する法令に準拠し、契約約款に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間によるものとする。また、契約約款に定める通貨は日本円とする。

なお、相互の意見の疎通を図るため、契約約款で定める文書、書類、報告書等については、外国法人も日本語を使用するか、或いは国内代理人の責任で日本語訳を添付すること。NEDOと外国法人との間の協議、連絡、打ち合わせ等において日本語を使用することが求められる場合は、通訳の確保等の必要な措置を、当該外国法人又は国内代理人の負担で講ずること。

⑤ 本調査後に想定されている「実証研究」を実施するにあたり、提案者又は複数での提案の場合は提案者の一部が、

i. 「実証研究」を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。

ii. 「実証研究」に係る企業化（ビジネス展開）に対する構想を有すること。

iii. 「実証研究」の遂行及びその後の企業化を行うことができる財務状況にあること又は資金調達力を有すること。

⑥ 複数の企業等が共同して応募する場合は、事業化に向けた各企業等間の責任と役割が明確化されていること。

(注1) やむを得ず再委託を行う場合には、提案書別紙4に、「再委託の理由及びその内容」を記載してください。

(注2) 現地の法制度等によっては、日本法人が議決権付株式の過半数の保有が困難な場合があります。その場合、提案者たる日本法人が、会社法施行規則にある財務及び事業方針の決定を支配している法人又はそれに準じる法人であれば、委託先・助成先としての条件を満たしていると判断します。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。

ただしNEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限

提出期限：2022年3月15日（火）正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせいたします。

※NEDO公式 Twitter をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを Twitter で確認できます。是非フォローいただき、御活用ください。

【参考】NEDO 公式 Twitter

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先

ウェブ入力フォーム：<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/ndtbgjmamq7>

(3) 提出方法

「4. (2) 提出先」のウェブ入力フォームで以下の①～⑲を入力いただき、⑳・㉑をアップロードしてください。㉒にアップロードするファイルは、PDF 形式で1ファイルのみ、㉓でアップロードするファイルは提出書類毎に作成し、指定のファイル形式に変換の上一つのzipファイルにまとめてください。

提出時に受付番号を付与します。再提出希望時には、初回の受付番号を記載の上、公募事務局までメールにてご連絡ください。再提出用ウェブ入力フォームをお伝えしますので、こちらから再提出してください。

提出された提案書を受理した際には提案法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

<入力項目>

- ①提案事業名（調査テーマ名）（日本語）
- ②提案事業名（調査テーマ名）（英語）
- ③提案方式（単独提案 or 共同提案）
- ④幹事法人名称（日本語）
- ⑤幹事法人名称（英語）
- ⑥幹事法人連絡担当者氏名（姓と名の間にスペース必要）
- ⑦幹事法人連絡担当者Eメールアドレス
- ⑧幹事法人連絡担当者電話番号（ハイフン（-）必要）
- ⑨共同提案法人名称（日本語）（1）
- ⑩共同提案法人名称（英語）（1）
- ⑪共同提案法人連絡担当者氏名（1）（姓と名の間にスペース必要）
- ⑫共同提案法人連絡担当者Eメールアドレス（1）
- ⑬共同提案法人名称（日本語）（2）
- ⑭共同提案法人名称（英語）（2）
- ⑮共同提案法人連絡担当者氏名（2）（姓と名の間にスペース必要）

- ⑯共同提案法人連絡担当者Eメールアドレス（2）
- ⑰共同提案法人名称（日本語）（3）
- ⑱共同提案法人名称（英語）（3）
- ⑲共同提案法人連絡担当者氏名（3）（姓と名の間にスペース必要）
- ⑳共同提案法人連絡担当者Eメールアドレス（3）
- ㉑対象国・地域
- ㉒技術分野（複数選択可能）

以下の対象技術分野から該当する技術分野の番号を記載

- 1）電力系統監視・安定化技術
- 2）分散型エネルギーシステムの構築及び調整力向上に資する技術
- 3）余剰電力のエネルギー変換技術
- 4）電化の拡大に資する技術
- 5）低コストな水素関連技術（水素製造、輸送・貯蔵、利用）
- 6）メタネーション等、削減・代替効果が期待できるカーボンリサイクル関連技術
- 7）持続可能なバイオ燃料・合成燃料生産技術
- 8）ビッグデータ、AI、分散管理技術等を用いたスマートシティ関連技
- 9）運輸分野のエネルギー転換・脱炭素化に資する技術
- 10）IoT・AI等を活用した産業・業務・家庭分野におけるエネルギー効率化技術
- 11）従来型ではない先進的な再エネ技術
- 12）その他、エネルギー転換・脱炭素化に貢献する技術

- ㉓技術的ポイント（300文字以内）
- ㉔利害関係者（該当なしの場合は「なし」と入力）（※）
- ㉕調査期間（実証要件適合性等調査の期間を記載。）
- ㉖提案額（実証要件適合性等調査の提案総額（円単位）を入力。）
- ㉗備考（共同提案者が3者以上の場合はこちらに法人名称（日／英）・連絡担当者氏名・Eメールアドレスを記載）
- ㉘提案書・事業概要書（提案書（4）提出書類のうち提案書・事業概要書を1つのPDFにまとめてアップロード、最大100MB）
- ㉙その他提出書類（（4）提出書類のうち㉘にて提出した以外の書類を1つのZipファイルにまとめてアップロード、最大100MB）

※利害関係の確認について

- NEDOは、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDOは利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。NEDOから①提案事業名（調査テーマ名）（日本語）、④・⑨・⑬・⑰提案法人名称、

②③技術的ポイントを採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。

- また、NEDOが採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、②④利害関係者に任意で記載いただいても構いません。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、御協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、業務管理者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇

〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

(4) 提出書類及び提出時のファイル形式〔ファイル数〕

- ・ 提案書（別添 1－1）・事業概要書（別添 1－2）
：PDF 形式 〔1 ファイル〕
※「事業概要書・提案書」の順番となるように 1 つの PDF ファイルにまとめること。
- ・ 事業概要書（別添 1－2）
：パワーポイント形式 〔1 ファイル〕
※事業概要書は提案書とまとめた PDF 形式ファイル及び事業概要書のみのパワーポイント形式ファイルの計 2 ファイルを提出すること。
- ・ ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添 2）
：PDF 形式 〔1 ファイル〕
- ・ 別添 2 について、ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定証書のコピー（別添 2 に記載の全認定分。認定無しとの記載の場合は提出不要）
：PDF 形式 〔提案者数分〕
- ・ 事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応エビデンス（詳細は別添 3）
：PDF 形式 〔提案者数分〕
- ・ 会社案内（会社経歴、事業部、研究所等の組織等に関する説明書）
（提出先の NEDO 部課と過去 1 年以内に契約がある場合は不要）
：PDF 形式 〔提案者数分〕
- ・ 直近の事業報告書（共同提案の場合は全提案者分）
：PDF 形式 〔提案者数分〕
- ・ 直近 3 年分の財務諸表
（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書。連結決算の場合は連結のものを提出すること。なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出を求める場合があります。）
：PDF 形式 〔提案者数分〕

※3年分の財務諸表をまとめて1つのPDFファイルにすること。

- ・ 最新の代表者事項証明書の写し
(共同提案の場合は全提案者分。履歴事項証明書、現在事項証明書でも可)
: PDF 形式 [提案者数分]
- ・ N E D Oが提示した契約書(案)(本公募用に特別に掲載しない場合は、標準契約書を指します)に合意することが提案の要件となりますが、契約書(案)について疑義がある場合は、その内容を示す文書
: PDF 形式 [1 ファイル]

【中小／ベンチャー企業又は非上場企業等で提案書に添付すべき書類・データが存在しない場合】

- ・ 事業報告書や財務諸表等の提出書類が存在しない場合は、過去実施事業内容や実績、財務状況が分かるA4 4枚程度の説明資料を作成の上、提出すること。会社概要を事業報告書として提出することは認めません。
- ・ 財務諸表が3年分存在しない場合は、設立年度から直近までの財務諸表を提出すること。

【共同提案条件を満たす外国法人が提案者に含まれる場合】

- ・ 会社案内・直近の事業報告書について、共同提案者の国内代理人のものと異なる外国法人自身の会社案内・事業報告書が英文もしくは和文で存在する場合は提出すること。
- ・ 現地国法規制等により、外国法人の直近3年間の財務諸表の提出に条件が伴う場合は事前に公募事務局まで相談すること。

(5) 提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類は日本語で作成してください。
- ・ 締切日前に再提出を希望する場合は公募事務局までメールにて初回の受付番号を記載の上、再提出希望の旨をご連絡ください。なお同一の提案者から複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。(受付番号の表示は受理完了とは別です。)
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 「3. 応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・ 提出書類に不備があり、事務局が提示する再提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 受理後であっても、応募要領の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・ 無効となった提出書類は、N E D Oで破棄させていただきます。

5. 秘密の保持

- ・ N E D Oは、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。
- ・ 取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。
- ・ ただし、提案書の内容は、秘密保持の義務を遵守した上で、主務官庁である経済産業省に情報を共有することがあります。

6. 委託先の選定

(1) 審査の方法について

- ・ 外部有識者による採択審査委員会とN E D O内に設置する契約・助成審査委員会の二段階で審査します。
- ・ 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会の結果を踏まえ、N E D Oが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。
- ・ 必要に応じてヒアリング又は資料の追加等をお願いする場合があります。特に採択審査委員会では、審査委員の前で短時間の発表と質疑応答をお願いする場合があります。複数の企業等が共同で提案する場合は、原則、全ての提案者に出席していただきますので、日程の調整にご協力をお願いいたします。
- ・ 委託先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめご了承ください。

(2) 審査基準

(1) 採択審査の基準

項目		重視するポイント
要件審査	調査の目的	・ 公募要領で提示する調査の目的に合致していること。
	調査の実施者 (提案者)	・ 調査の実施者(提案者)が日本法人又は日本法人と当該法人の現地法人の組み合わせであり、かつ提案者が実証技術を有すること。(複数者で提案する場合、いずれかの者が当該技術を有していれば、可とする。)
	実証技術の 主目的	・ 顕著なエネルギー消費削減効果・石油代替効果が期待できるものであること。
	実証研究後の 目標	・ 実証研究後、国内外市場での普及が期待できる技術であること。又は、制度的に先行している海外のエネルギー市場での実証を通じて、日本への成果還元が期待できること。
	明確な課題	・ 実用化に向けた技術的課題が明確であること。又は、実証を行う地域特有の運用上の課題が明確かつ挑戦的であること。 (既に実用化が進展しており、課題が明確でないものは対象外。)
	実証技術	・ 実証技術が、公募要領で提示する技術分野のいずれかに当てはまるものであり、コアとなる技術が我が国の事業者が有するものであること。

	提案者の財務状況	・実証の遂行及び実証後の普及活動を行うことができる財務状況にあること、又は資金調達力を有していること。
	重複	・国（国立研究開発法人等を含む）が助成するほかの制度（補助金、委託費等）において過去実施した事業又は現在実施中の事業と、同一の提案者による同一の研究開発課題でないこと。 ※委託で実証を実施する場合は、同一の研究開発課題でないこと。
ワーク・ライフ・バランス等推進に関するもの※	ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	・女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）であるか。
実証要件適合性等調査の調査計画・体制等の妥当性	調査計画の妥当性	・本調査の目的である「提案者が実証を希望する技術が、実証対象として適切であり、実証研究が成立するかを検証」するために、本調査で明らかにすべき項目が明確かつ適切なものになっているか。 ・仕様書における調査項目毎に、具体的な課題を抽出し、目標、段階ごとの実施手順や必要経費が明確に記載されているか。 ・調査結果の取りまとめ方（アウトプットイメージ）は具体的か。
	調査体制の妥当性	・提案する技術についての的確な調査を行うことが出来る力量を備えた人員を備えているなど、調査に必要な知見を有する研究員等を配置しているか。 ・調査を行うに当たり、提案内容の遂行に必要な人員（人数・能力・実績）を配置しているか。 ・経理、進捗管理、対外折衝・調整等の点で、委託業務を適切に遂行できる体制を有しているか。 ・組織内外の業務の分担を明確に示し、効率的な体制となっているか。（無駄な体制となっていないか。）
	調査の必要経費の妥当性	・予算の範囲内の積算額を提示しており、かつ調査の内容から判断して妥当な積算となっているか。
実証研究候補としての妥当性	国・地域の妥当性	・対象とした国・地域において、対象技術に対するニーズが強く存在し、実証後に大幅な普及が見込まれるか。又は、日本にはない市場環境が存在するなど、その国で実証研究を行う妥当性が十分あるか。
	対象技術の妥当性	・技術のスペックや効果、開発・販売状況等について具体的な説明ができているか。 ・提案技術は、導入を検討している国・地域のニーズや現状を踏まえたものであり、また競合技術に対して市場競争力を持つ可能性が高いものか。 ・対象技術は、対象国・地域において、新規性があるか。 ・技術実証要素が明確かつ妥当であり、類似技術と比較しても海外で実証する意味があるものか。

実証研究の 成果目標の 具体性	・実証研究の技術的成果目標が定量的に設定されており、具体的な説明ができていて、かつそれが妥当か。 ・その他の成果目標がある場合、その具体的な説明ができていて、かつそれが妥当か。
実証研究の 全体計画の 妥当性	・実証研究における相手国企業候補、体制、スケジュール、費用等の全体計画が、具体性、実現可能性、妥当性の点で十分なものとなっているか。
実証研究を 実施するう えで必要 な手続き の網羅性	・実証研究を実施するうえで確認や取得が必要となってくる許認可、標準・規格、輸送・通関、税などの各種手続きについて、具体的な検討項目・検討プランが記載されているか。
実証研究の 実現を妨 げる要因 (リスク) とその対 策の妥当 性	・実証研究の実現を妨げる要因(リスク)について、具体的な検討項目・検討プランが記載されているか。
実証研究後 のビジネス モデルの妥 当性	・実証研究後に想定するビジネスモデル(誰に、何を、どうやって提供する)は明確で、実証技術の普及が見込めるものか。 ・不確実な国の補助金や市況の変化等を過度に評価したビジネスモデルになっていないか。
対象国・地 域又は日 本への波 及効果の 可能性	・実証研究を実施し、またその後普及することで、対象国・地域や日本におけるエネルギー問題、二酸化炭素排出、インフラ整備、雇用、人材育成等、各種課題の解決への貢献又は波及効果が期待できるか。

※ 2016年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点評価されることとなります。

(2) 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託予定先を選考するものとする。

- i. 委託業務に関する提案書の内容が次の各号に適合していること。
 - a. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
 - b. 開発等の方法、内容等が優れていること。
 - c. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における委託予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
 - a. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
 - b. 当該開発等の行う体制が整っていること。

（再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOの指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている（又は既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）

- c. 当該開発等に必要な設備を有していること。
- d. 経営基盤が確立していること。
- e. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
- f. 委託業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。

なお、委託予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。

- a. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
- b. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
- c. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
- d. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

（３） 委託先の公表及び通知

① 採択結果の公表等

採択した案件（実施者名、事業概要）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

② 採択審査員の氏名の公表について

採択審査員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

③ 附帯条件

採択に当たって条件を付す場合があります。

（４） スケジュール

2022年	2月14日（月）	:	公募開始
	2月17日（木）	:	公募説明会（オンライン開催）
	3月15日（火）	:	公募〆切
	5月上旬（予定）	:	採択審査委員会（外部有識者による審査）
	5月下旬（予定）	:	契約・助成審査委員会
	5月下旬（予定）	:	委託先決定・NEDOウェブサイト公表
	6月頃（予定）	:	契約締結
	11月頃（予定）	:	ステージゲート審査委員会
2023年	6月頃（予定）	:	ステージゲート審査委員会

7. 留意事項

（１） 契約・交付及び委託業務・助成事業の事務処理について

新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の

事務処理は、N E D Oが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、N E D Oが運用する「N E D Oプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。

なお、利用に際しては利用規約 (<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・ 委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・ 委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

実証前調査に移行し助成金の交付を行うときは、2020年8月制定の国際実証研究費助成交付規程が適用されます。また、助成金の交付を受けるための事務処理は、N E D Oが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。なお、国際実証研究費助成交付規程では、実証研究で取得する財産の処分に制限がかかること、事業終了後5年間は企業化状況報告書の提出及び収益納付の義務が課せられること等、様々な注意点がありますので、あらかじめ内容を御確認ください。

【参考】

- ・ 助成事業の手続き：交付規程・様式
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_koufukitei_koufukitei.html
- ・ 助成事業の手続き：マニュアル
https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html

(2) ステージゲート審査について

ステージゲート審査（実証要件適合性等調査を完了した他の個別テーマとの競争選抜）を希望する事業者は、N E D Oが指定する期日までに、ステージゲート審査に必要な資料をN E D Oに提出していただきます。ステージゲート審査に必要な書類は、「11.【参考】ステージゲート審査/事業化評価/フォローアップ審査の審査基準（予定）」の表1に示す項目に沿って作成していただく予定です。ステージゲート申請資料等は本公募で採択された事業者に別途提示します。

また実証前調査・実証事業等での委託契約を希望する場合は、ステージゲート審査事前の実証要件適合性等調査期間中に相手国政府からの要請に加えて、日本国政府から委託での実施の必要性を認められる必要があります。両国政府からの要請・同意等が示されない場合は、委託契約を前提としてステージゲート審査を受験することはできません。

なお、ステージゲート審査は、実証要件適合性等調査終了後2年程度以内であれば、一度不採択となった提案であっても1回に限り再度審査を受けることが可能です。（毎年度6月頃及び11月頃の年2回実施予定。日時は別途N E D Oから提示。）ただし、いずれの場合も実証要件適合性等調査終了後に行う追加調査については、事業者の自己負担となります。

(3) 相手国政府機関等との間のMOU等及び相手国企業とのPAの締結について

N E D Oと相手国政府機関等との間でMOU等を締結し、事業者と相手国企業との間でPAを締結することが、実証研究を開始するための条件となります。どちらか一方が締結できない場合は、たとえ事業化評価で実証研究へ進むことが決まっても、実証研究を開始することはできませ

ん。NEDOは、相手国政府機関等（締結先候補又は締結先）との協議に最大限努めますが、相手国政府機関等に起因するMOU等の締結時期の遅れ若しくは不成立又は合意内容の相手国政府機関等による不履行若しくは不遵守について一切責任を負いませんのでご了承ください。

（４） 本事業における機器・システムの発注・製造について

事業者は、本事業において最初に機器の発注・製造に取り掛かる前に、事業中止に繋がりがねないリスクとその対応状況について確認を行い、機器の発注・製造への着手についてNEDOの了解を得る必要があります。

（５） 本事業で取得する資産の取り扱いについて

① 実証研究（助成事業）の場合

助成事業を実施するために購入、又は製造した取得資産は、助成事業者に所有権が帰属しますが、国際実証研究費助成交付規程に基づき、取得日から一定期間、処分について制限が課されます。（１）に記載の助成事業の手続きマニュアルをご確認ください。なお、実証終了後に資産を廃棄することとなった場合、廃棄に係る費用は助成の対象となりません。

② 実証事業（委託事業）の場合

委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得資産のうち、取得価額が50万円（消費税込）以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。委託期間終了後は、約款に基づき、NEDOから委託事業者へ有償譲渡されますが、有償譲渡以外の方法（例：相手国政府等への無償譲渡）を検討する場合は、別途NEDOの指示に従います。なお、実証終了後に資産を廃棄する場合は、資産の廃棄に係る費用は原則委託事業者の負担とします。

（６） ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（詳細は別添２）

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況を記載していただきます。

（７） NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応するエビデンス

（詳細は別添３）

提案書の実施体制に記載する全ての提案者（再委託等は除く。）において、調査を実施する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報（機微情報）に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、確認票及び対応するエビデンスを提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、対応する必要があります。（仮に、未対応の場合には応募要件を満たさないものとなります。）

（８） 事後評価・追跡調査

本事業終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただきます。追跡調査・評価については、添付の別添７「エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業」の実証前

調査以降の実施内容及び実施にあたっての手続きに係る説明（参考）」の「9. 事後評価及び追跡調査」を御覧ください。

（9） 標準化への対応

技術開発成果の社会実装や国際展開に、標準が有効なツールとなることがあります。そのため、本事業では、事業開始時に、NEDOと標準に関する検討を実施していただく場合があります。検討の結果、市場・技術の特性・戦略・ビジネスモデル等に標準が合致すれば、必要に応じ実証実施期間中から、当該実証成果のISO・IEC等の標準化に取り組んでいただきます。

（10） 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらをご参照ください：経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらをご覧ください：NEDOウェブサイト

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

① 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。

（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大6年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）

- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。

（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。）

- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省

等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i~iii の措置を講じることがあります。

- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

② 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

（１１） 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらをご参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらをご参照ください： NEDOウェブサイト

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

① 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2~10 年間）
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌

年度以降の応募を制限します。

(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)

- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii) により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から N E D O に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. N E D O は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

② 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本調査への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

③ N E D O における研究不正等の告発受付窓口

N E D O における公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

(電話による受付時間は、平日：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～18 時 00 分)

(12) RA (リサーチアシスタント) 等の雇用

第 6 期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本事業においても、RA (リサーチアシスタント) 等の研究員登録が可能であり、本事業にて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本事業を通じて知り得る秘密情報を取り扱う RA 等は、N E D O と契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本事業に直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】

- ・ 第6期科学技術・イノベーション基本計画
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>
- ・ 研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ
<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>
- ・ ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン
https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(13) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表（詳細は、別添4）

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、採択決定後、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがあります。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

(14) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- ① 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- ② 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）（2021年5月1日以降は特定類型※に該当する居住者を含む。）に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- ③ 本事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時／交付決定時において、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び、輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本事業終了のいずれか早い方までの体制構築を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約／交付決定の全部又は一部を解除する場合があります。

④ 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/ampo/qanda.html>）
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku/manual.pdf>

（１５） 重複の排除

国（国立研究開発法人等を含む）が助成する他の制度（補助金、委託費等）において、過去実施した事業または現在実施中の事業と今回提案された個別テーマが、同一の提案者による同一の研究開発課題（配分される研究開発の名称及びその内容をいう。）と判断された場合、採択は行いません。

※委託で実証を実施する場合は、国が助成する他の制度において過去実施または現在実施中の事業と今回提案された個別テーマが同一の研究開発課題と判断された場合、採択は行いません。

（１６） 国立研究開発法人から民間企業への再委託

国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

（１７） 実施体制に外国法人を含む場合の提出資料について

実施体制に外国法人が含まれる場合、本調査実施後に行われるステージゲート審査を経て実証前調査に移行する際、助成金の交付申請に併せて「国際実証研究費助成金に係る確約書」（別添５）の提出が必要となります。

（１８） 物品の調達について

本事業の実施にあたって必要となる設備・機器等については、技術実証内容に照らし合わせ、国内製品に限らず、国内外から技術的優位性のあるものを調達することとします。ただし、本事業を実施するにあたって支障のない範囲で、経済性を重視して調達することも可とします。

（１９） 事業実施途中における実施体制の変更について

本事業の実施体制は、提案時に提示されたものを原則とします。提案内容の主たる部分について、途中で新たな助成事業者を加えることは原則認められません。ただし、新たに追加する助成事業者が既存助成事業のＳＰＣや分社等であり、既存事業者の業務の一部を新たに追加する助成事業者に承継する場合、途中で新たな助成事業者を加えることは可能です。

（実証前調査や実証研究段階で新たに事業者等を体制に追加することを提案時点で想定している場合は、その旨を提案書に明記すること。）

ただし、提案内容の一部分について助成事業者からの委託等※として企業を実施体制に追加することは、以下を条件に可能です。

- ・ 助成事業者から委託等をするものの合理的な理由があること
- ・ 委託等される業務を履行する能力等があること

- ・ 外部有識者の審議等により適切と認められること
- ・ 助成事業者からの委託等費は、助成対象費用の額の 50%未満であること

また、技術実証要素がない場合は、内容が適切と判断されれば、外注先として追加することが可能です（ただし、相見積が必要）。なお、当初の実施体制から助成事業者等が抜けることは、実証研究への影響を踏まえ適切と判断される場合には可能です。

※ 委託等とは、NEDOの助成先からの委託又は共同研究をいう。

（２０） NEDOと事業者の役割について

NEDOは、政府予算の適正な執行のために必要な事業の管理、実施方法に係る助言、関連事業の情報提供及び相手国政府等とのMOU等の締結等を行います。事業者は、事業の具体的な方法、手段、手順（相手国企業との調整及びP Aの締結、現地における税制対応及び許認可取得、実証機器の製造・輸送・設置、実証運転並びに普及活動を含む）の検討とその実施を主体的に担っていただきます。

8. 説明会の開催

当該公募の内容、契約に係る手続き、提案書類等についての説明会を次の日程によりオンラインにて開催いたします。応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。参加を希望する場合は2022年2月15日（火）までに以下の参加申込 URL より参加登録をしてください。

【オンライン開催】

日時： 2022年2月17日（木）13時30分～14時30分

参加申込み URL : https://app23.infoc.nedo.go.jp/evt/events/ovu008kplgwm/event_data/new

申込み期限：2022年2月15日（火）正午

アクセス方法・当日資料は別途メールにて2022年2月16日（水）午後までにご連絡予定です。

9. 問い合わせ先

本件に関する内容及び契約に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2022年3月11日（金）まで、下記宛電子メールで受け付けます。また、希望者に対しては、3月9日（水）までの面談も受け付けます。面談を希望する場合は対面／オンラインどちらを希望するかを明記してください。

ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 国際部

エネルギー消費の効率化等に資する我が国技術の国際実証事業 公募担当（坂、山下、長澤）

E-MAIL : international@ml.nedo.go.jp

10. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本事業に限りません。

11. 【参考】ステージゲート審査/事業化評価/フォローアップ審査の審査基準（予定）

ステージゲート審査／事業化評価においても、外部有識者で構成される委員会と、NEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査を行います。外部有識者による審査の基準は表1を予定していますが、今後変更の可能性があります。変更の場合は、ステージゲート審査前又は事業化評価前に改めて審査基準を提示します。

表1：ステージゲート審査及び事業化評価の審査基準（予定）

項目	重視するポイント
要件審査	実証技術の主目的
	・ 顕著なエネルギー消費削減効果・石油代替効果が期待できるものであり、コアとなる技術が我が国のものであるもの。
	明確な課題
	・ 実用化に向けた技術的課題が明確であること。または、実証を行う地域特有の運用上の課題が明確かつ挑戦的であること。（既に実用化が進展しており、課題が明確でないものは対象外。）
	実証研究後の目標
	・ 実証研究後、国内外市場での普及が期待できる技術であること。または、制度的に先行している海外のエネルギー市場での実証を通じて、日本への成果還元が期待できること。
実証研究の内容	実証要件等適合性調査の採択条件
	・ 実証要件等適合性調査等の採択条件を踏まえて検討された提案内容になっていること。
	公的資金の意義
	・ 当該事業は、民間企業のみで取り組むにはリスクが高いこと、かつ社会的意義（実証研究を実施し、またその後普及することで、対象国・地域や日本におけるエネルギー問題、二酸化炭素排出、インフラ整備、雇用、人材育成等、各種課題の解決への貢献又は波及）があることにより公的資金を投入する意義があること。
	提案者の財務状況
	・ 実証の遂行及び実証後の普及活動を行うことができる財務状況にあるか、又は資金調達力を有していること。
	国・地域の妥当性
	・ 対象とした国・地域において、対象技術に対するニーズが強く存在し、実証後に大幅な普及が見込まれるか。または、日本にはない市場環境が存在するなど、その国で実証研究を行う妥当性が十分あるか。・ 日本で普及していない技術である場合には、対象国・地域で普及すると考える理由が明確に示され、その国・地域で実証研究を行う妥当性が十分あるか。
	事業手法の適切性
	・ 当該事業の実施にあたり、他の手法（日本への招聘、技術者の派遣等）と比較して、対象国における実証という手法が適切であるか。
	公的資金投入の意義
	・ 当該事業は、民間企業のみで取り組むにはリスクが高いこと、かつ社会的意義（実証研究を実施し、またその後普及することで、対象国・地域や日本におけるエネルギー問題、二酸化炭素排出、インフラ整備、雇用、人材育成等、各種課題の解決への貢献又は波及）が大きいことにより公的資金を投入する意義が大きいこと。
実証研究の内容	対象技術の妥当性
	・ 技術のスペックや効果、開発・販売状況等について具体的な説明ができていないか。 ・ 提案技術は、導入を検討している国・地域のニーズや現状を踏まえたものであり、また競合技術・代替技術に対して市場競争力を持つ可能性が高いものか。 ・ 対象技術は、対象国・地域において、新規性があるか。 ・ 技術実証要素が明確かつ妥当か。
	実証研究の全体計画の妥当性 ※実証前調査、フォローアップも含む。
	・ 想定している相手国企業及び実証サイトは適切か。 ・ スケジュール及び予算額は妥当であり、具体的かつ実現可能な計画となっているか。 ・ 当該事業の実施にあたり、実証に必要な最低限の構成要素（設備等）となっているか。 ・ 日本及び対象国・地域において、当該事業の実施に必要な体制（技術者、設備等含む）が確立されているか。 ・ 日本及び対象国・地域との間で、適切な役割分担及び費用分担が確保される見通しが立っているか。
	実証研究の成果目標の具体性及び妥当性
	・ 実証研究の実施によって達成を目指す技術的目標が、定量的に設定され、その根拠は明確か。 ・ その他の成果目標がある場合は、具体的に記載できているか。 ・ 設定された目標は、国内外の技術動向及び市場動向、対象国・地域における社会的・経済的ニーズ等を踏まえ妥当なものになっているか。
	実証研究を実施する上で必要な手続きの網羅性
	・ 実証研究を実施するうえで確認や取得が必要となる許認可、標準・規格、輸送・通関、税などの各種手続きについて、具体的な記載があるか。
実証研究実施中のリスク管理の妥当性	・ 当該実証研究の実施に悪影響を与え得る不確実要素（リスク）を抽出し、具体的な対応策が検討されているか。

適用技術の普及可能性	事業戦略	事業体制	・供給者から需要者までのバリューチェーンを踏まえた事業モデルを構築しているか。 ・いつまでに何をするのか（例：営業体制、人員増強、新製品導入計画など）という実行計画が明確になっているか。 ・関係機関（国・州政府など）との合意、認証取得などが必要となる場合、その取得の実行計画が明確になっているか。
		市場分析	・目指す市場が明確に定義されているか。（顧客の特性を分解・整理した上で狙う領域を決め、自社の立ち位置を明確にしているか。） ・外部環境要因（政治、経済、社会、技術）も考慮した市場分析（規模、成長性、価格推移など）が十分になされた上で、狙う市場は将来的な成長が見込まれるか。
		競合分析	・対象国・地域における競合企業・競合技術等を十分かつ妥当な分析の上、自社の強みを特定できているか。 ・競合分析結果を踏まえて、自社の戦略（ターゲット、マーケティング手法、標準化など）の検討がなされているか。
		成果普及時のリスク管理	・当該実証終了後の事業の収益・採算に影響を及ぼすことが想定されるリスクを抽出しているか。 ・主要リスクに対し具体的な対策が検討されているか。
		資金調達	・総投資額が明確にされ、調達先の目途が立っているか。 ・行政などから補助金等が不可欠な場合は、その受領見込みが立っているか。
	事業収益性	供給者（収益性）	・想定事業年度において明確な事業収益性（売上額、営業利益額）が確保されているか。 ・投資が必要な場合は、十分な回収見込みがあるか。投資が不要な場合は、十分な営業利益率が確保できる見込みか。
		供給者（営業利益）	・実証研究におけるNEDO負担額以上の利益が、供給者が想定する普及事業期間内で創出されているか。
		需要者（収益性）	・需要者にとって十分な事業採算性（＝投資回収）が見込めるか。

フォローアップ審査の審査基準は表2を予定していますが、今後変更の可能性があります。変更の場合は、フォローアップ審査前に改めて審査基準を提示します。

表2：フォローアップ審査の審査基準（予定）

項目		重視するポイント
要件審査	フォローアップの目的	・フォローアップの目的に合致しているか。
	明確な課題、実証技術の主目的、資産の継続的な活用、実証研究後の目標	・4項目※につき、事業化評価（実証研究への移行が決まった）時点から変更がないか。 ※①明確な課題（実用化に向けた技術的課題が明確であること。又は、実証を行う地域特有の運用上の課題が明確かつ挑戦的であること。）、②実証技術の主目的（顕著なエネルギー消費削減効果・石油代替効果が期待できるもの。）、③資産の継続的な活用（実証終了後に実証資産の継続的な活用が見込まれること。）、④実証研究後の目標（実証研究後、海外市場での普及が期待できる技術であること。又は、制度的に先行している海外のエネルギー市場での実証を通じて、日本への成果還元が期待できること。）
	提案者の財務状況	・フォローアップの遂行及び実証後の事業者独自の（本フォローアップではない）普及活動を行うことができる財務状況にあるか、又は資金調達力を有しているか。
	実証研究の成果目標の達成	・実証研究で設定した技術的目標（その他の目標があればそれも）が達成されたか。
フォローアップの内容	国・地域の妥当性	・対象とした国・地域において、対象技術に対するニーズが強く存在し、フォローアップ後に大幅な普及が見込まれるか。又は、日本にはない市場環境が存在するなど、その国でフォローアップを行う妥当性が十分あるか。 ・日本で普及していない技術である場合には、対象国・地域で普及すると考える理由が明確に示され、その国・地域でフォローアップを行う妥当性が十分あるか。
	NEDO資金を投じることで得られる効果	・NEDOが資金を投じることによって大きな効果が期待できるか。

	フォローアップの全体計画の妥当性	・想定している実施場所は適切か。 ・スケジュール及び予算額は妥当であり、具体的かつ実現可能な計画となっているか。 ・当該事業の実施にあたり、効率的な実施内容となっているか。 ・日本及び対象国・地域において、当該事業の実施に必要な体制（技術者、設備等含む）が記載されているか。
	フォローアップの成果目標の具体性及び妥当性	・フォローアップの実施によって達成を目指す目標が適切に設定され、その根拠は明確か。 ・その他の成果目標がある場合は、具体的に記載できているか。
	フォローアップを実施する上で必要な手続の網羅性	・フォローアップを実施するうえで必要な各種手続について、確認できているか。
	フォローアップ実施中のリスク管理の妥当性	・実証研究の終了時点までのリスクマネジメント管理シートが適切に更新され、かつ、起こりやすさと影響の大きさについての記載がNEDOとして許容できる範囲となっているか。
事業の普及可能性	市場	・ターゲットとする市場は、明確に定義されているか。 ・ターゲットとする市場は、一定の規模があるか。 ・ターゲットとする市場は、将来的な成長が見込めるか。
	競争力	・ターゲットとする市場において、実証機器・システムには品質・性能（技術）面の競争力があるか。 ・ターゲットとする市場において、実証機器・システムには価格競争力があるか。 ・ターゲットとする市場において、実証機器・システムは、競合する技術、機器・システム、企業との競争に競い勝てるか。
	ビジネスモデル・事業体制	・ターゲットとする顧客層や顧客は、特定されているか。実証機器・システムの営業戦略は、明確か。販路ほか販売方法は、明確か。 ・ビジネスモデル・事業体制は、サプライチェーンにおけるステークホルダー（現地パートナーを含む）とともに、計画・構築されているか。
	事業計画・リスクマネジメント	・実証機器・システムのターゲット市場における事業計画は、全社の経営戦略と整合的に位置づけられているか。 ・ターゲットとする市場のビジネス環境（政治・政策・制度・経済・金融・社会・インフラ・環境・エネルギー・技術）で、顕在化の蓋然性を含め、事業の収益・採算に影響を及ぼすリスクを特定しているか。主要リスクへの対応策を検討しているか。
	収支計画	・想定事業年10年間とした場合、期間中、売上と営業利益を見込むことができるか。営業利益見込みはNEDO助成金額を上回っているか。 ・収支計画において、売上と営業利益の前提条件・根拠は、妥当か。
	波及効果	・普及することで、対象国・地域や日本におけるエネルギー問題、二酸化炭素排出、インフラ整備、雇用、人材育成等、各種課題の解決への貢献又は波及効果が期待できるか。

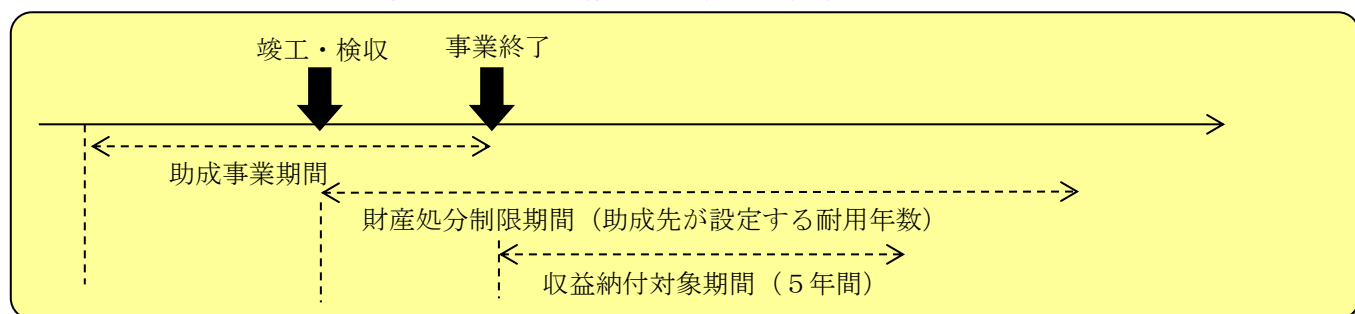
12.【参考】財産の処分制限と収益納付

助成の場合、取得した財産（消費税抜きで50万円以上）は助成事業者に帰属し、耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の別表を参照）の期間中、助成金の交付目的に従って使用すること（目的内使用）が求められています。転用（助成事業者が交付目的以外の目的で使用）、譲渡、交換（他者の財産と交換）、貸付け、担保に供する処分（担保権を設定）、取壊し、廃棄の場合は、一定の額をNEDOに返納していただく必要がありますのでご注意ください。

また、事業終了後の5年間は、事業の成果による収益が発生したと認められる場合、その一部※1をNEDOに納付していただくことがあります。詳細は課題設定型産業技術開発費助成事業の事務処理マニュアル※2でご確認ください。

※1 収益納付額＝助成事業に係る当該年度収益額×助成金寄与度

※2 事務処理マニュアル http://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/hojo_josei_manual_manual.html



図：助成事業期間、財産処分制限期間、収益納付対象期間の基本的な考え方

財産の保有者（所有権）			実証を継続するために使用※1	任意の使用
助成先	自ら使用		目的内使用 →財産処分に当たらず返納不要。	目的外使用で財産処分とみなす →残存簿価額×補助率で返納
	相手国企業・機関に貸付	無償	（ただし、実証研究中使用していなかった相手に無償貸付を行う場合は、以下の財産処分の扱いと同様とし、再処分条件※2を付した上で、納付条件を付さない。）	目的外使用で財産処分とみなす →残存簿価額×補助率で返納
		有償	目的外使用で財産処分とみなす →実証を継続するために使用するとNEDOの承認を受けた場合は、再処分条件※2を付した上で、財産処分の納付条件を付さない※3。なお、助成事業者は、貸付・譲渡後も、交付規程第15条及び第16条を遵守すること。	目的外使用で財産処分とみなす →貸付額※4×補助率で返納
相手国企業・機関		有償譲渡		目的外使用で財産処分とみなす →譲渡額※4×補助率で返納
		無償譲渡		目的外使用で財産処分とみなす →残存簿価額×補助率で返納

【注意】処分制限期間中の財産の所有・使用・処分方法によっては、NEDOへの納付金が必要な場合があります。必ず、どのケースに該当するかについて個別にご相談ください。

※1 実証研究と同様の目的で取得財産を使用する場合で、それをNEDOが認めた場合は、その過程における収入の有無を問わず継続使用とみなす。

※2 処分制限期間中に再び財産処分を行う場合には、交付規程に基づきNEDOの承認を得ること。

※3 財産処分の納付条件とは、助成事業者が処分制限財産を処分しようとする場合に、NEDOの承認を予め得た上で、当該財産の残存簿価相当額若しくは譲渡額又は貸付額に助成割合を乗じた金額をNEDOに納付すること。なお、有償貸付け・譲渡による収入は、別途収益納付の算定対象となる。

※4 残存簿価相当額又は鑑定評価を行った場合の鑑定評価額に比して著しく低価である場合において、合理的な理由があると認められない時は、残存簿価相当額又は鑑定評価額。

図：処分制限期間内の想定される取得財産の活用方法（NEDO事業終了後）の例

13. 関連資料

- 基本計画
- 2022年度実施方針
- 別添1－1：提案書本文
- 別添1－2：事業概要書
- 別添2：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について
- 別添3：情報管理体制等の確認票
- 別添4：契約に係る情報の公表について
- 別添5：国際実証研究費助成金に係る確約書
- 別添6：仕様書ひな形
- 別添7：実証前調査以降の実施内容及び実施にあたっての手続きに係る説明